## 佐賀県告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和2年3月10日から令和2年4月9日まで 佐賀県県土整備部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月10日

## 佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐賀市三瀬村藤原字長谷 1744 番 3 地先か	令和2.3.10
中原三瀬線	6	
	佐賀市三瀬村藤原字長谷 1715 番地先まで	